東京都水道局「若手育成モデル工事」試行実施要領(建築工事・設備工事)

1 目的

建設業界は、就業者の著しい高齢化や若手技術者の離職、入職者の減少という問題に直面している。将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくためには、公共工事の品質確保のため、建設業界の担い手を確保・育成する取組が求められている。

その取組の一環として、若手技術者の建設業界への入職促進や就労継続等に向けた環境整備を推進する「若手育成モデル工事」を試行する。

本要領は、「若手育成モデル工事」(以下「試行工事」という。)の実施の流れ及び留意 事項等を定めたものである。

2 対象工事

(1) 発注者指定型

発注者が「試行工事」として指定した工事。

- (2) 受注者希望型
 - (1)以外の工事で、若手技術者を配置する前に別紙1により受注者から本実施要領に定める取組を実施したいとの協議があった工事。

3 配置要件

受注者は、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者のいずれかに35歳以下(契約日における年齢)の技術者(以下「若手技術者」という。)を配置する。

ここで、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者は工事請負契約書第 9条で定める者とする。また、担当技術者は、当該工事現場に常駐し、工事の施工計画、 工程管理、品質管理その他の技術上の管理や、当該工事の施工に従事する者の技術上の指 導監督を行う者とする。

受注者と配置する若手技術者には、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとし、他の施行工事において、若手技術者として取り扱わない。

受注者は、若手技術者の経歴書及び雇用を確認できる書類の写しを添付した書類(別紙1)を監督員に提出する。なお、35歳以下であることを確認するため、生年月日が記載されている健康保険被保険者証等を監督員に提示する。

4 配置期間

若手技術者を最低限配置すべき期間は、1年間とする。ただし、契約工期が1年未満の工事は、工期の全期間とする。なお、担当技術者として配置する場合には、本要領5に示す環境整備の完了後からの配置とすることができる。

当初配置された若手技術者が配置できなくなった場合には、現場代理人、監理技術者、 監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者のいずれかに若手技術者が1名以上配置された状態が維持されるように、別途後任の若手技術者を配置する。ただし、監理技術者、 監理技術者補佐及び主任技術者の交代については、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真にやむを得ない場合にのみ認めるものとする。

なお、受注者希望型で後任の若手技術者の配置が難しい場合は、監督員と協議の上、若 手技術者を配置しないことができる。後任の若手技術者が配置できない場合でも、工事成 績評定で減点評価は行わない。

5 工事現場の環境整備

受注者は、実施計画書をとりまとめ、監督員の承諾を得た上で、現場着手前まで、または、若手技術者の配置前までに工事現場に以下の環境整備を行う。ただし、工事現場内の既存の施設を利用することができる場合、この限りではない。

- (1) 更衣室(※)
- (2) 水洗洋式トイレ (※)
 - (※) 鏡付きの洗面台、コンセントを(1) または(2) のいずれかに設置すること。

本工事で(1)、(2)の環境整備を実施し、かつ同じ現場内に他工事の「若手育成モデル工事」があり、若手技術者がいる場合は(1)又は(2)を他工事に利用させてもよい。

また、同じ現場内で他工事の受注者が設置した(1)又は(2)がある場合で、他工事関係者の承諾が得られた場合、それを利用することもできる。

工事用地の制限等がある場合の環境整備実施方法については監督員と協議する。 受注者は、工事完了時、環境整備の実施写真を提出する。

6 若手技術者活躍の優良な広報活動(任意)

受注者は、大学生、高校生などの新たな担い手の確保を目的にした現場見学会の開催や 学校を訪問して建設業の現状や魅力を紹介する出前授業の実施、業界団体を通した若手 育成モデル工事の事例紹介等により若手技術者活躍の優良な広報活動を行う。

7 工事成績評定

- (1)本要領4に示す配置期間を満たし、かつ本要領5に示す環境整備を実施した場合、「創意工夫と熱意」の「8 現場や施工の管理に対する熱意」の項目で加点評価(1点)する。
- (2) 本要領6に示す優良な広報活動を行った場合

「社会的貢献」の「6「東京都魅力ある建設事業推進協議会」(CCI東京)の理念

に基づき、建設事業のイメージアップに関わる事業を計画し、実施した」の項目で加 点評価(1点)する。

(3) 若手技術者を本要領4に示す配置期間の半分以上の日数配置しなかった場合(発注者指定型のみ)

「法令順守等」の「入札前に提出された監理技術者等が正当な理由なく変更された」 の項目で減点(3点)する。

(4) 本要領5に示す環境整備を実施しなかった場合(発注者指定型のみ) 「法令順守等」の「監督員の承諾なく、施工計画と異なる施工を行った」の項目で 減点(3点)する。

8 発注方法

発注者は、別紙 2 (発注方法) により、当該工事が試行工事である旨を起工書、案件公表時の発注予定表及び特記仕様書に記載する。

9 積算方法

更衣室については、率共通仮設費に含まれることから、特別な計上は行わない。ただし、本要領5(2)の水洗洋式トイレについて、水洗化や快適トイレと同等の環境整備を実施したときは、環境整備に要した費用を計上することができる。その場合、契約変更時に実施内容が確認できる資料を監督員に提出する。

監督員は、受注者から提出された資料をもとにして、共通仮設費に、環境整備に要した 費用を積み上げ、契約変更時に計上する。

10 アンケート調査への協力

受注者は、別途送付されるアンケートに記入し、工事完了届提出後14日以内(土、日、祝日を含む)に水道局建設部技術管理課組織端末宛にメールで提出する。

提出先: S3000031@section.metro.tokyo.jp

11 その他

試行工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

統一16					
文 書 番 号 (工事番号) 第〇〇〇〇〇	号				
	清求 •(報告 •	通知協議	書	今 和 (○年 ○月○○日
(発注者宛) 東京都水道局長				HA CT	
○○○ ○○○ 殿	受注者		〇〇〇〇 代表取締行	改 水道	丁目〇番〇号
			法人の場 及び代表	易合は名称 長者の氏名	
下記工事について 特記仕様書 第	5 条 :	項により	[請求 € 報告・	通知します。	
文 書 番 号 (契 約 番 号) 2 水経契契第〇	号				
工 事 件 名 ○○○区○○○ 配水小管布設替		番地先から [司区〇〇〇)町二丁目○番地	也先間
工 事 場 所 ○○○区○○○	町一丁目〇香	番地先から[司区〇〇C)町二丁目○番地	也先間
契 約 金 額 ¥193,49 (うち取引に係			党の額	¥17, 590, 363	·)
契約年月日 令和 〇年 〇	月 〇日	エ	期	令和 〇年	〇月 〇日
請求 通知 内容 報告・協議 内容 若手技術者を下記の通り配置しま的な雇用関係を証明する書類(健康 写し等)を添付します。	・ すので通知 を保険被保険	 します。な 者証の写し	お、経歴 、住民税 ^物	書及び3か月以上 特別徴収税額通約	の直接的かつ恒常の書・変更通知書
技術者氏名(ふりがな)	技術者			配置予定期	
00 00 (00 00)	担当技	術者	令和○年	F○月○日~令₹	和〇年〇月〇日

監理業務受託者

担当者名

(注) 1 保険者番号及び被保険者等記号・番号など告知制限要求の対象はマスキングを施すこと。

(注) 2 技術者の経歴書及び雇用関係を証明する書類について、入札参加時や別の書類等で既に提出済みである場合、改めて雇用関係を証明する書類を添付する必要はない。

統一16

文書番号(工事番号)

第〇〇〇〇〇〇号

請求·通知報告·協議

令和 ○年 ○月○○日

ED

(発注者宛)

東京都水道局長

000 000 殿

住所 東京都○○○区○○○一丁目○番○号

受注者 ○○○○株式会社

氏名

書

代表取締役 水道 太郎

法人の場合は名称 及び代表者の氏名

下記工事について 特記仕様書 第 条 項により

請求·通知 報告 協議

します。

文 書 番 号 2 水経契契第○号 (契 約 番 号) ○○○区○○○町一丁目○番地先から同区○○○町二丁目○番地先間 工事件名 配水小管布設替工事 工事場所 ○○○区○○○町一丁目○番地先から同区○○○町二丁目○番地先間 ¥193, 494, 000. -契 約 金 額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥17, 590, 363. -) 契約年月日 期 令和 ○年 ○月 ○日 令和 ○年 ○月 ○日 T.

請求・通知 報告 協議 内容

特記仕様書〇条〇項に基づき、東京都水道局「若手育成モデル工事」の実施を希望します。なお、以下のとおり若手技術者の配置を予定していますので経歴書及び3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写し等)を添付します。

技術者氏名 (ふりがな)	技術者分類	配置予定期間
00 00 (00 00)	担当技術者	令和○年○月○日~令和○年○月○日

監理業務受託者

担当者名

- (注) 1 保険者番号及び被保険者等記号・番号など告知制限要求の対象はマスキングを施すこと。
- (注) 2 技術者の経歴書及び雇用関係を証明する書類について、入札参加時や別の書類等で既に提出済みである場合、改めて雇用関係を証明する書類を添付する必要はない。

経 歴 書 (担当技術者)

ふりがな $\bigcirc\bigcirc$ 00 氏 名

学 歴

歴

平成〇〇年 〇月 ○○建設株式会社入社

平成○○年 ○月~平成○○年 ○月 ○○○区○○○一丁目○番地先から同区○○○二丁目○番

地先間配水小管新設工事

○○区一丁目地先から同区二丁目地先間配水本管(1,000mm) 平成○○年 ○月~平成○○年 ○月

新設工事

資 格

年 月

- 注 1 この様式は、建設業法第7条第2号のイ又は口による学歴又は実務経験及び仕様書等で指定 されている資格又は実務経験等を提示する際に使用する。

 - 2 表題の()内には、主任技術者等該当する技術者分類の名称を記入すること。 3 学歴欄には、建設業法による主任技術者等でその資格が建設業法第7条第2号のイによる場
 - 合等、求められる資格を有することを証するのに学歴を必要とする場合のみ記載すること。 4 職歴欄には、職歴を記載するとともに建設業法による主任技術者等はその資格に必要な実務 経験について、仕様書等で必要な実務経験等が指定されている場合はその実務経験について、 それぞれ記載すること。
 - 5 資格欄には、建設業法による主任技術者等は、その資格に必要な資格者証、合格証明書、免 許証等について、仕様書等で特に定められた資格がある場合にはその資格について、それぞ れ記載すること。また、当該資格の証明書等の写しを添付すること。
 - 6 監理技術者の経歴書には、監理技術者資格者証(写)の様式を用いて監理技術者資格者証の写 しを添付すること(資格者証(監理技術者講習修了履歴)を監督員に提示した場合には資格 者証(写)の添付は不要)。

〔発注方法〕

若手育成モデル工事

(1) 発注者指定型

ア 起工書

「その他」に、『本工事は、「発注者指定型若手育成モデル工事」の試行対象案件である。』と記載する。

イ 案件公表時の発注予定表

「発注予定備考」欄に、『本工事は、「発注者指定型若手育成モデル工事」の試 行対象案件である。』と記載する。

ウ 特記仕様書

○ 若手育成モデル工事

- (1) 本工事は、「発注者指定型若手育成モデル工事」の試行対象案件である。
- (2) 実施にあたっては、『東京都水道局「若手育成モデル工事」試行実施要領 (建築工事・設備工事)』に基づき行う。

なお、実施要領は、東京都水道局のホームページから入手できる。

(https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/oshirase/)

(2) 受注者希望型

発注者は、特記仕様書に以下のように記載する。

○ 若手育成モデル工事

- (1) 本工事は、「受注者希望型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。
- (2) 受注者は、『東京都水道局「若手育成モデル工事」試行実施要領(建築工事・設備工事)』を確認の上、「受注者希望型若手育成活躍モデル工事」の実施を希望する場合は、監督員と協議すること。実施要領は、東京都水道局のホームページから入手できる。

(https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/oshirase/)